

# いじめ防止・不登校対策 基本方針

いじめの未然防止・  
早期発見・早期対応の取組

平成 27 年 4 月作成

(平成 30 年改訂 令和 3、4、5、6 年再構成)

令和 8 年 5 月再構成

札幌市立西野小学校

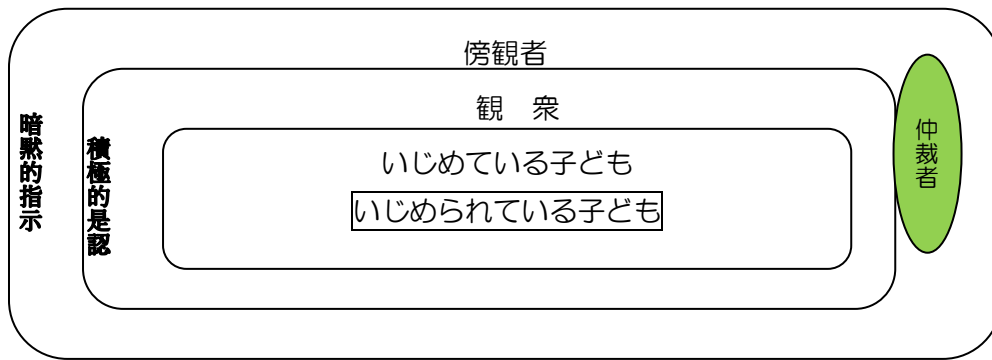
# I

## いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめはどの子どもにもどの学校にも起こりえる」との意識をもち、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

学校は、子どもが教職員や周囲の友達との信頼関係の中で、安全・安心に生活できる場でなければならない。一人一人の子どもが大切にされているという実感をもたせ、互いに認め合い信頼し支え合う人間関係を築き、集団の一員としての自覚を深めさせるとともに、自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりに取り組むことが大切である。

【集団内で起こるいじめの構造】(いじめ 教室の病：森田・清水 1986)



○いじめを受けた子どもにも何らかの原因がある又は責任があるという考え方はあってはならない。いじめの未然防止に努めるとともに、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。

○望ましい人間関係を自ら構築していく力を育むとともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において、自立し、粘り強くたくましく生きていくことができる力を育む。

### 1

## いじめとは何か

### いじめの定義を理解する

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日常的に「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

以下の①～⑧は、教職員がもつべき「いじめに対する基本認識」である。

- ①いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりえるものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめを理解するにあたっては、次の点に留意する。

- 多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや、被害・加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。(誰もが、いじめられる側、いじめられる側になり得る。いじめられた経験のある者が、自分への矛先を変えるために、いじめられる側に。)
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、そうした事案であっても「いじめ」に該当するため、いじめ防止対策委員会で情報共有して対応する。
- 「発達障がいを含む障がいのある児童」「海外から帰国した児童や外国人の児童」「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童」「東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所により避難している児童」等、特に配慮が必要な児童について、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 些細に見える行為でも表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 近年は、匿名性の高い「インターネットを使用しているいじめ」が広がっている(裏サイト、プロフ、ブログ、掲示板、メールなど)ので発見しづらい。
- いじめられる側は、いじめを正当化し隠蔽するので、しっかりとした聞き取り調査が必要である。
- 教師の言動がいじめの発端や増長の原因となる場合がある。教師が「いじめられる生徒にも問題がある」などと誤った認識を持って対応した場合、周囲の生徒や保護者が同じ認識を持ってしまう。

## Ⅱ 未然防止

いじめ防止において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりえる」という認識をすべての教職員がもち、望ましい人間関係を築き、豊かな心を育む「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが大切である。

子どもの実態、保護者の意識、地域や学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的・開発的な取組を実施していく。

### 1 子どもや学級の実態を把握する

#### 教職員の気づきが基本

子どもや学級の実態を把握するためには、教職員の気づきが大切である。子どもと同じ目線で物事を考え、共に笑ったり感動したりする等の場を共有することが必要である。教職員には、子どもの些細な言動から個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

#### 実態把握の方法

子どもの個々の状況や学級・学年・学校の実態を把握した上で、いじめ防止への具体的な指導計画を立てることが必要である。子どもの表情や態度等から捉える日常的な実態把握のほか、本校独自の児童アンケート『学校で困っていることや悩んでいること（年2回実施）』や市教委の『悩みやいじめに関するアンケート調査（年1回実施）』等、合計3回のアンケートを活用して実態把握に努める。

配慮を必要とする子どもの進級や進学・転学に関しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを実施する。

### 2 互いに認め合い信頼し支え合う仲間づくりを図る

自分たちで望ましい人間関係や生活を築く集団活動を通して、子どもが自分自身を価値ある存在と認め、自尊感情を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

教職員の姿勢は、子どもにとって重要な教育環境の1つである。教職員が子どもに対して愛情をもち、配慮を要する子どもを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもの自己肯定感や自己有用感を育むことにつながり、いじめの発生を抑え、未然防止の大きな力となる。

#### 自己肯定感と自尊感情を高める学習活動

学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。教職員の温かい声かけや「仲間から認められた・役に立った」という経験が、自己肯定感と自尊感情を高めることにつながり、自分のよさに自信をもち仲間を大切にしながら主体的に活動する姿をつくり出す。

## 子どもの良きモデルとしての教職員

子どもは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が子どもを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもの良きモデルとなり、信頼されることが求められる。

## 教職員の協働体制の構築

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や生徒指導等について尋ねたり相談したりすることができる職場の雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ協働で対応する体制を構築するとともに、子どもと向き合う時間を確保し、子どもを中心に据えた教育活動を展開していくことが必要である。

## 3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

命を大切にしている指導や人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育、思いやりの心を育む道徳教育の充実を図ることは豊かな心を育成する上で必要不可欠である。

### 命を大切にしている指導の充実

子どもが自己を肯定的に受け止め、自他のかげがえのない命を大切にしようとする心を育てるためには、学校・家庭・地域社会が共に手を携え、命を大切にしている指導の充実を図ることが重要である。「西野の子どもを語る会」や「子ども理解に関わる校内研修」等を設定し、具体的な指導を展開していく。

### 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させることが大切である。また、子どもが他者の心の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育てるとともに、人権意識の高揚を図っていく。

### 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業の充実を図ることが大切である。いじめは、他者を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめ防止に向けていじめをしない・許さないという豊かな心を育てることが大切である。道徳の授業で登場人物の心のゆれを追体験させることにより、人間としての「気高さ」「心遣い」「やさしさ」等に触れることで自分自身の生活や行動を省みることが、いじめの抑止につながる。

## 4 保護者や地域の人々への働きかけ

学校説明会や懇談会等において、いじめ防止の指導方針などを説明し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さを理解してもらうために、学校・学年だより等による広報活動の充実を図る。

## Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のためには、日頃から子どもとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、教職員間で情報を共有し、保護者とも連携して情報収集に努めることが大切である。

### 1 教職員のいじめに気付く力を高める

#### 子どもの立場に立つ

一人一人の子どもの個性と向き合い、人権を尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、子どもの言葉をきちんと受け止め、子どもの立場に立ち、子どもを守るという姿勢が大切である。

#### 子どもを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する子どもに気づき、子どもの些細な言動から表情の裏側にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めていくことが求められている。そのためには、子どもの気持ちや行動の共感的理解に努めることが必要である。

### 2 いじめが見えにくい理由

<いじめは大人の見えないところで行われている>

無視やメールなどの客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態で行われている。

<いじめられている本人からの訴えは少ない>

いじめられている子どもには、「親に心配をかけたくない」「いじめられている自分はダメな人間だ」「訴えたらその仕返しが怖い」「訴えても大人は信用できない」などの心理が働いている。

<ネット上のいじめは最も見えにくい>

ネット上でいじめにあっていて兆候は学校では把握しにくい。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっていて可能性があることを保護者に啓発し、いじめが疑われる場合は、即座に学校へ連絡するように依頼しておくことが必要である。

### 3 早期発見のための手立て

#### (1) 日常の観察

休み時間や給食・清掃時間等の子どもたちの様子にも目を配る。「子どもがいるところには教職員がいる」ことを目指し、子どもと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

#### (2) 子どもの人間関係の把握

子どもは、中学年からグループを形成し人間関係が固定化し始める。発達の個人差も大きくな

る時期であることから、その時期からいじめが発生しやすくなる。学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどのようになっているかを把握し、気になる言動が見られた場合には適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

### (3) 気軽に相談できる環境づくり

日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちとの信頼関係の上で形成されるものである。

### (4) アンケート調査の実施

本校独自の児童アンケート『学校で困っていることや悩んでいること（年2回実施）』や市教委の『悩みやいじめに関するアンケート調査』（年1回実施）等、合計3回のアンケートを活用して実態把握に努める。いじめられている子どもにとっては、アンケート用紙に記入することが難しい状況も考えられるので、アンケートはあくまでも発見の手立ての1つであるという認識も必要である。

## 4

## 相談しやすい環境づくりに努める

子どもが、教職員や保護者にいじめについて相談することは、とても勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。

### 本人からの訴え

日頃から「よく言ってくれたね」「全力で守るからね」という教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを講じ、心身の安全を保障する。

### 周りの子どもからの訴え

いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐために、他の子どもたちから目を届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。「よく言ってくれたね」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元を絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

### 保護者からの訴え

保護者がいじめに気付いた時に即座に学校へ連絡できるように、日頃から保護者との信頼関係を構築しておくことが大切である。問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では信頼関係は築けない。問題が起こっていない時にこそ、よいところや気になること等の学校の様子を連絡し、保護者との信頼関係を築いていくようにする。

## Ⅳ 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行うことが必要である。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応することが重要である。

## いじめの発見

## 正確な実態把握

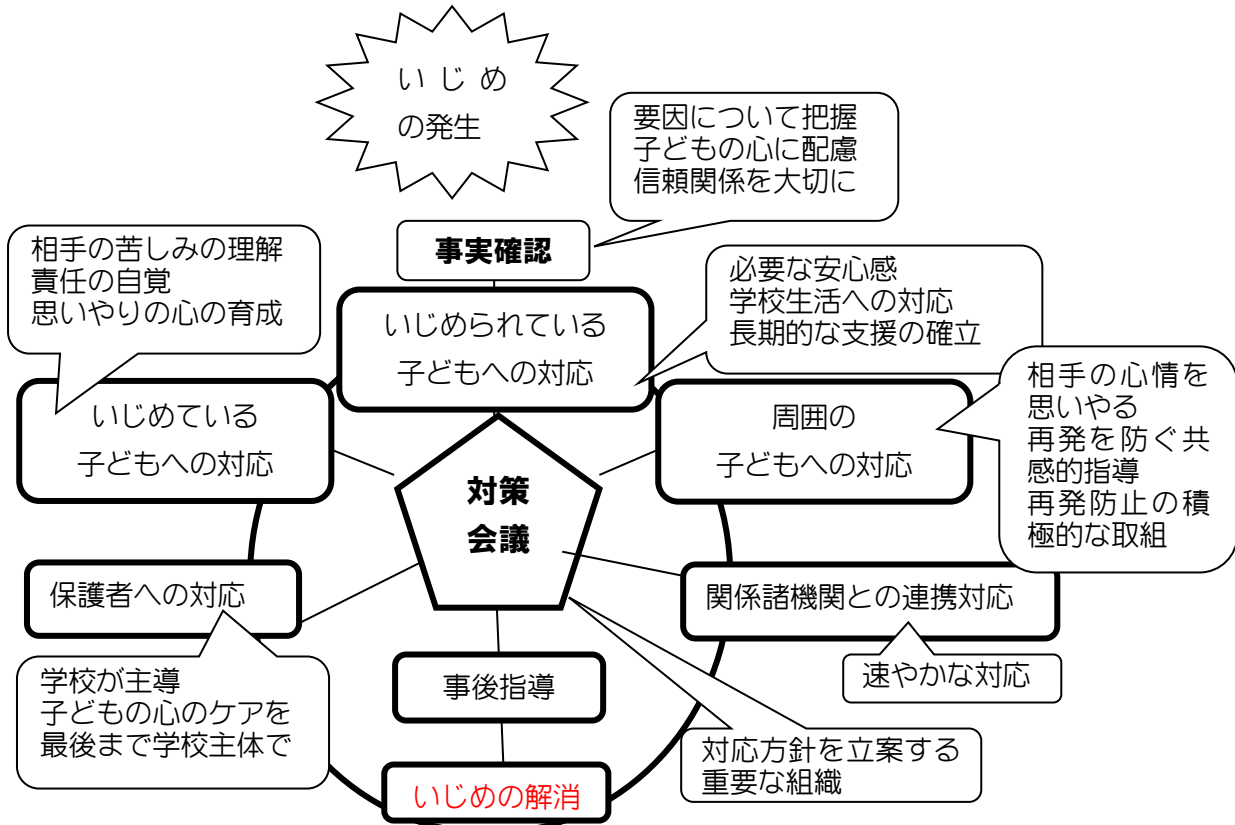
## 指導体制・方針決定

## 子どもへの指導・支援

## 保護者との連携

## 今後の対応

- いじめられた子どもを徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。(登下校、休み時間等)
- 当事者や周りの子どもから聞き取り、記録する。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に実態を把握する。
- 指導方針を明確にし、全ての教職員の共通理解を図る。
- 関係機関(市教委等)との連携を図る。
- いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた子どもに、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- 人権意識の高揚を図る学級での指導を行う。
- 直接会って、具体的な対策を伝える。
- いじめた子どもの保護者に協力を求め、いじめられた子どもの保護者に対して必要な対応を行ってもらう。
- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等を活用して心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営に努める。



いじめを認知した教職員は、その場でその時にいじめを止めるとともに、いじめていた子どもに適切な指導を行うことが必要である。併せて、直ちに管理職に報告し、当委員会構成メンバーで対策を練る。

### 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめていた子どもから聞き取るとともに、周りの子どもやいじめられた子どもの保護者などからもくわしく情報を得て、正確な実態把握に努める。なお、保護者対応は、複数の教職員（担任、学年主任、担任外教諭等）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

- 誰が誰をいじているのか？【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか？ 【時間と場所の確認】
- どのようないじめか？どんな被害を受けたか？【内容】
- いじめのきっかけは何か？ 【背景と要因】
- いつ頃からどのくらい続いているのか？ 【期間】

※子どもの個人情報  
は、その取扱いに十分注意する。

### いじめられた子どもに対して

子ども…まずつらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。「最後まで守り抜くこと」「全力を挙げて必ず解決すること」を伝える。

保護者…発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を直接伝える。保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。「継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組んでいくこと」を伝える。

### いじめた子どもに対して

子ども…いじめた気持ちや状況等について十分に聞き取り、子どもの背景にも目を向けて指導する。心理的な孤立感や疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを理解させる。

保護者…正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、双方にとってよりよい解決を図っていく決意を伝える。いじめは決して許されない行為であるという毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

### 周りの子どもに対して

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年・学校全体の問題として捉え、いじめの傍観者が

ら抑止する仲裁者への転換を促す。いじめは決して許さないという毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させるとともに、いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるように指導する。

### 継続した指導を図る

いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折りに触れて必要な指導を継続的に行っていくことを怠ってはならない。いじめられた子どものよさを見付け、褒めたり励ましたりして自信を取り戻させる。カウンセラー等を活用し、いじめられた子ども・いじめた子ども双方の心のケアにあたる。

いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止に向けて日常的に取り組むことを洗い出し、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

## 4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じて、被害児童と加害児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。(いじめの認定・解消の判断は当委員会が行う。)

#### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間はいじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、当委員会の判断により長期の期間を設定するものとする。

#### (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで一段階に過ぎず、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易に消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

## V ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめとは、パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。ネット上のいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、悪質な事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

# 1

## インターネットの特殊性による危険とは

ネット上のいじめには、①メールでのいじめ ②ブログでのいじめ ③チェーンメールでのいじめ ④学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ ⑤SNSから生じたいじめがある。

\* ブログ…「ウェブログ」の略で、個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるWebサイト。

\* SNS…「ソーシャルネットワーキングサービス」の略で、コミュニティ型の会員制Webサイト。

- 匿名性により、自分だと分からなければ何を書いても構わないと安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定される等、情報が流出する危険性がある。
- 一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたりアクセスされたりする危険性がある。

# 2

## 未然防止のためには

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、家庭と学校が連携して指導にあたることが重要である。

### 学級懇談会で伝えたい内容

- パソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけではなく、家庭において危険から守るためのルールづくりを行うこと。
- ネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や知らぬ間に個人情報流出等のトラブルが起きているという認識をもつこと。
- 他のいじめ以上に深刻な影響を与えるいじめであることを認識すること。

### 情報モラルに関する指導

インターネットの特殊性による危険や子どもが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

#### <特殊性による危険を踏まえた指導内容>

- 発信した情報は、不特定多数の人にすぐに広がること。
- 匿名であっても書き込みをした人は、特定できること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺、傷害等の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。

#### <子どもが陥りやすい心理>

- 自分だと分からなければ…（匿名で書き込みができるなら…）
- あの子もやっているから…
- 動画共有サイトで目立ちたい。

### 3

## 早期発見のためには

「ネット上のいじめ」が起こっている場所は、学校以外の場所であり、保護者が発見する可能性が高い。保護者に対して学級懇談会等で「メールを見た時の表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づいた場合は躊躇なく問いかけていじめの有無を把握し、いじめを発見した場合は即座に学校へ相談すること」を伝えておく。

### 4

## 早期対応のためには

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

### 書き込みや画像の削除

- ① 掲示板のアドレスを記録し、書き込みをプリントアウトする。(携帯電話の場合は、デジタルカメラで撮影する。)
- ② 掲示板の管理人へ削除を依頼する。
- ③ (②で削除されない場合) 掲示板のプロバイダに削除を依頼する。
- ④ (③でも削除されない場合) 警察や法務局へ相談する。

### チェーンメールへの対応

チェーンメールの内容は架空のものであり、転送しないことで不幸になったり危害を加えられたりすることはないので、絶対に転送しないように指導する。

#### 【チェーンメールの転送先】

(財)日本データ通信協会メール相談センターにおいて、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

## Ⅵ いじめの防止等の対策のための組織

学校がいじめの問題に実効的に対応するためには、学校に常設の組織を必ず設置することが「法」に規定されている。本校では、既存の組織である『学びの支援委員会』に「いじめの防止等の対策」の活動内容を位置付けて対応していく。

### 1

## 学びの支援・いじめ防止対策委員会

### 組織

学びの支援・いじめ防止対策委員会は、教頭、担任外、学びの支援コーディネーター、養護教諭、各学年1名、必要に応じて該当担任、スクールカウンセラー等の関係者をもって構成する。委員長は、学びの支援コーディネーターが担い、委員会を定例(月1回程度)で開催するほか、必要に応じて随時開催する。

## 活動内容

- いじめの疑いに係る情報があったときは、緊急に会議（出席可能な構成員）を開き、情報の迅速な共有、関係児童への聴取、事実関係を明確にして、指導や支援体制、対応方針を決定し、関係する保護者と連携を図りながら適切に対応する。
- 『いじめ防止基本方針』に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成と実行、検証及び改善を行う。（PDCAサイクルで検証する。）
- いじめや問題行動などに係る情報を集約し、それらの情報は教職員に共有化を図る。
- いじめの相談、通報の窓口としての役割を遂行する。

## 2

## 教育相談体制の整備

### 教職員がゲートキーパーとしての素養を身に付ける

教職員一人一人が、悩んでいる子どもに気付いて声をかけ、話をよく聴いて、必要な支援につなげていくというゲートキーパーの役割を果たすことが求められる。そのためには、教職員がゲートキーパーとしての基礎的素養を身に付け、保護者や地域・関係機関と連携しながら迅速かつ適切に対応することが重要である。

### スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーを有効に活用し、子どもや保護者が不安や悩みをいつでも気軽に相談することができる教育相談体制を築く。

- 教職員と協力し、心理的な側面から子ども理解を進め、担任等が子ども一人一人に適切な支援ができるよう専門的な助言をする。
- 必要に応じて学びの支援委員会へ参加し、より実効的ないじめの問題の解決に資する。
- いじめが子どもの心身に及ぼす影響等について、専門的な視点から教職員、保護者に伝え、いじめを防止することの重要性について啓発する。

## Ⅶ いじめの早期発見のためのチェックリスト

以下のチェックリストは、あくまでも参考例である。

### いじめが起こりやすい・起こっている集団

- グループにすると机と机の間に隙間がある。
- グループ分けをすると特定の子どもが残る。
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする。
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない。
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある。
- 些細なことで冷やかしたり茶々を入れてきたりするグループがある。
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある。
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる。

### いじめられている子ども

#### <日常の行動・表情の様子>

- 顔色が悪くて元気がなく、ため息をついたり、ぼんやりしたりしている。
- いつもみんなの行動を気にして、目立たないようにしている。
- 下を向いて視線を合わせようとしない。
- 腹痛などの体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
- 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。
- 理由もなく遅刻・早退を繰り返し、欠席も増える。
- 何かに怯えたそぶりや、人目を気にするようになる。

#### <授業中や休み時間>

- 発言すると友達から冷やかされる。
- 一人でポツンとしている。
- 教職員の近くにいたがる。
- 教室へいつも遅れて入ってくる。
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える。

#### <給食時間や清掃時間>

- 配膳すると嫌がられる。
- 好きな食べ物を友達に譲る。
- グループで食べる時、机を離している。
- 食事の量が減ったり食べなかったりする。
- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている。

#### <その他>

- 持ち物が壊されたり隠されたりする。
- 持ち物や机に落書きをされる。
- 服に靴の跡がついている。
- 理由もなく成績が突然下がる。
- 本人が訴えるけがの状況と理由が一致しない。
- 手や足に擦り傷やあざがある。
- 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどしている。
- ボタンが取れたり、ポケットが破れたりしている。

## Ⅷ いじめ防止年間指導計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要がある。そのためには、組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ防止に取り組むことが大切である。教職員の研修、子どもへの指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ防止に向けての取組を推進する。

		未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
1 節	4 月	○いじめ防止基本方針の内容の確認	○身体測定	○懇談 ○個人懇談
	5 月	○子どもを語る会① (学びの支援全体会①)	○校内生活指導	○運動会
	6 月	○子どもを語る会②	○校内生活指導	
2 節	7 月	○児童委員会によるいじめ防止活動	○校内生活指導	○懇談
	8 月		○悩みといじめに関するアンケート調査①(児童アンケート)	○保護者アンケート
	9 月	○子どもを語る会③ (学びの支援全体会②)	○校内生活指導	○土曜参観
3 節	10 月		○悩みといじめに関するアンケート調査②(市教委)	○個人懇談
	11 月	○子ども理解に関わる校内研修	○校内生活指導	○保護者アンケート
	12 月	○子どもを語る会④	○校内生活指導	○懇談
4 節	1 月		○校内生活指導	
	2 月		○校内生活指導	
	3 月	○子どもを語る会⑤ (学びの支援全体会③)	○校内生活指導	○懇談
通年		○情報モラルの指導 ○道徳教育の充実	○SCによる教育相談 ○健康観察の実施	

上記のほか、月1回、対策会議を開催する。

### 指導体制

- いじめ防止の取組の大切さをすべての教職員が認識し、未然防止としての「いじめを生まない土壌づくり」(道徳教育、特別活動等)に組織的に取り組む。
- いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- いじめが起こった時、特定の教職員が抱え込んだり事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で組織的に対応する。

# 不登校対策

## 1. 不登校とは

文部科学省の調査では「不登校児童生徒」とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会定期要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席したもののうち、病気や経済的な理由によるものを除いたもの」と定義している。

## 2. 不登校の原因

不登校になる直接のきっかけとして、友人関係や教師との関係をめぐる問題や学業の不適応など「学校生活に起因する」割合が最も多く、家庭生活に起因するもの、本人の問題に起因するもの、などが次にあげられる。ただ、不登校になる背景はいろいろな要因が複合的に組み合わさっている場合も多い。また、不登校との関連で新たに指摘されている課題として注目されているものに、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）等がある。これらの児童生徒は周囲との人間関係がうまく構築されない、学習のつまずきが克服できないといった状況が進み、不登校に至る事例が少なくないとの指摘もある。

## 3. 不登校を起こさないために

- 1) 安心感と充実感のある学校をつくる
  - 「心の居場所」がある
  - 「絆作りの場」がある
- 2) 教育課程全般を通して魅力ある学校をつくる
  - 開かれた学校作り
  - 個に応じたきめ細かい指導の充実
  - 学ぶ意欲を育む指導の充実
- 3) 教師や仲間との信頼関係づくり
  - 安心して通うことができる学校・学級づくり
  - 教師と子ども、子ども同士のコミュニケーションを豊かにする
  - 教師が連携して、協働体制をつくる

## 4. 不登校への基本的な対応

- 1) 子どもを観る

○多面的に 「アンテナは高く 目線は低く」

## 2) 心のサイン

表情・態度

- 暗くなる
- 笑顔がなくなる
- 口数が減る
- いらいらする

身体的な物

- 吐き気
- 体重減少
- 微熱
- 過呼吸 他

反抗的 落ち着き、注意がない  
些細なことですぐ  
カッとなる

成績が下がり、  
言葉遣い、身なり  
などが変わった

その他

- 欠席・遅刻・早退が多い
- 保健室に頻繁に行く

## 3) 実態を捉える手立て

- 定期面接
- 調査による方法
- 教師間の情報交流
- 記録と整理